（通知及び報告の方法等）

第十五条　法第七十八条第一項の規定による通知（同項第七号に掲げる場合に係るものを除く。）は、書面により行わなければならない。

2　法第七十八条第一項の規定による報告（同項第七号に掲げる場合に係るものを除く。）は、訴状若しくは申立書、判決書若しくは決定書、請求の放棄若しくは認諾、裁判上の和解又は準備書面その他その内容を示す書面（次条第一項において「内容を示す書面」という。）の写しを添付した書面により行わなければならない。

3　法第七十八条第一項の規定による通知及び報告（それぞれ同項第七号に掲げる場合に係るものに限る。）は、第十七条各号に規定する行為をしようとする日の二週間前までに、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一　当該行為をしようとする旨

二　当該行為をしようとする日

4　前項に規定する「行為をしようとする日」とは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める日をいう。

一　第十七条第一号及び第二号に規定する行為をしようとする場合（次号から第四号までに規定する場合を除く。）　口頭弁論等の期日（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百六十一条第三項に規定する口頭弁論等の期日をいう。第三号及び第五号において同じ。）

二　第十七条第二号に規定する行為をしようとする場合であって、民事訴訟法第二百六十四条の規定に基づき裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官から提示された和解条項案を受諾する旨の書面を提出しようとするとき　当該書面を提出しようとする日

三　第十七条第二号に規定する行為をしようとする場合であって、口頭弁論等の期日に出頭して前号の和解条項案を受諾しようとするとき　当該口頭弁論等の期日

四　第十七条第二号に規定する行為をしようとする場合であって、民事訴訟法第二百六十五条第一項の申立てをしようとするとき　当該申立てをしようとする日

五　第十七条第三号から第五号までに規定する行為をしようとする場合　口頭弁論等の期日又は期日外においてそれらの行為をしようとする日

5　第三項の通知及び報告の後、確定判決及びこれと同一の効力を有するものが存することとなるまでに、同項各号に掲げる事項に変更があった場合（その変更が客観的に明白な誤記、誤植又は脱字に係るものその他の内容の同一性を失わない範囲のものである場合を除く。）には、その都度、変更後の事項を記載した書面により、改めて通知及び報告をしなければならない。この場合においては、前二項の規定を準用する。

（通知及び報告に係る電磁的方法を利用する措置）

第十六条　法第七十八条第一項後段の内閣府令で定める措置は、消費者庁長官が管理する電気通信設備の記録媒体に同項前段に規定する事項、内容を示す書面に記載された事項及び前条第三項各号（同条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項を内容とする情報を記録する措置であって、全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官が当該情報を記録することができ、かつ、当該記録媒体に記録された当該情報を全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官が受信することができる方式のものとする。

2　特定適格消費者団体は、前項の措置を講ずるときは、あらかじめ、又は同時に、当該措置を講じる旨又は講じた旨を全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官に通知するための電子メールを、消費者庁長官があらかじめ指定した電子メールアドレス宛てに送信しなければならない。

3　法第七十八条第一項の通知及び報告が第一項の措置により行われたときは、消費者庁長官の管理に係る電気通信設備の記録媒体への記録がされた時に全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官に到達したものとみなす。

（被害回復関係業務に関する手続に係る行為）

第十七条　法第七十八条第一項第七号の内閣府令で定める手続に係る行為は、次のとおりとする。

一　請求の放棄

二　裁判上の和解

三　民事訴訟法第二百八十四条（同法第三百十三条において準用する場合を含む。）の規定による権利の放棄

四　控訴をしない旨の合意又は上告をしない旨の合意

五　控訴、上告又は民事訴訟法第三百十八条第一項の申立ての取下げ

第十八条　法第七十八条第一項第十二号の内閣府令で定める手続に係る行為は、共通義務確認訴訟の手続及び簡易確定手続（簡易確定手続開始決定後の手続を除く。）に係る行為であって、次に掲げるものとする。

一　訴状（控訴状及び上告状を含む。）の補正命令若しくはこれに基づく補正又は却下命令

二　前号の却下命令に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

三　再審の訴え（法第五十条の規定において民事訴訟法第四編の規定を準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の提起若しくは第一号の却下命令で確定したものに対する再審の申立て又はその再審の訴え若しくは再審の申立てについての決定の告知

四　前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

五　再審開始の決定が確定した場合における本案の裁判

六　保全異議又は保全取消しの申立てについての決定の告知

七　前号の決定に対する保全抗告又はこれについての決定の告知

八　訴えの変更、反訴の提起又は中間確認の訴えの提起

九　附帯控訴又は附帯上告の提起

十　移送に関する決定の告知

十一　前号の決定に対する即時抗告、特別抗告若しくは許可抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

十二　請求の放棄若しくは認諾又は裁判上の和解の効力を争う手続の開始又は当該手続の終了

十三　法第十六条の書面の補正命令若しくはこれに基づく補正又は法第十九条第二項の決定

十四　前号の決定に対する即時抗告若しくは特別抗告若しくはその即時抗告に対する抗告裁判所の決定に対する特別抗告若しくは許可抗告又はこれらの抗告についての決定の告知

十五　攻撃又は防御の方法の提出その他の被害回復裁判手続に係る行為であって、当該特定適格消費者団体が被害回復裁判手続の適切な実施又は特定適格消費者団体相互の連携協力を図る見地から法第七十八条第一項の通知及び報告をすることを適当と認めたもの

（伝達の方法）

第十九条　法第七十八条第二項の内閣府令で定める方法は、次の各号に掲げるものとする。

一　全ての特定適格消費者団体及び消費者庁長官が電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置

二　書面の写しの交付、磁気ディスクの交付、ファクシミリ装置を用いた送信その他の消費者庁長官が適当と認める方法

（伝達事項）

第二十条　法第七十八条第二項の内閣府令で定める事項は、法第九十条第一項の規定による情報の公表をした旨及びその年月日とする。

（被害回復関係業務を行うに当たり明らかにすべき事項）

第二十一条　法第八十一条の内閣府令で定める事項は、弁護士の資格その他の自己の有する資格とする。

（公表する情報）

第二十二条　法第九十条第一項の内閣府令で定める事項は、法第七十八条第一項の規定による報告をした特定適格消費者団体の連絡先とする。

第二十三条　法第九十条第二項の内閣府令で定める必要な情報は、次に掲げる情報とする。

一　法第六十八条第一項、法第七十一条第八項、法第七十二条第八項、法第七十三条第二項、法第八十六条第四項及び法第八十七条第六項の規定により公示した事項に係る情報